

(様式 募-4) 仙台市広告事業 募集説明書

募集件名	「青葉区役所庁舎内エレベーター広告」 広告取扱者募集	
募集内容	<p>青葉区役所庁舎内を利用した下記の広告事業の事業者を募集いたします。</p> <p>①エレベーター扉外側広告</p> <p>②エレベーター扉内側広告</p>	
広告掲載期間等	<p>広告掲載可能期間等</p> <p>①エレベーター扉外側広告：令和6年4月のいずれかの日～令和9年3月末日(3年間)</p> <p>②エレベーター扉内側広告：令和6年4月のいずれかの日～令和9年3月末日(3年間)</p> <p>※広告掲載枠等の始期及び終期については広告媒体所管課との協議によること。</p>	
募集の詳細な内容	<p>①別添広告掲載仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりお申し込みください。なお、申込は1種類以上から可能です。(※ 選定・評価基準も併せてご確認ください)</p> <p>②広告掲載料は、媒体毎に市が定める最低金額(消費税込み)以上からの応募とします。媒体毎の最低金額については別紙「仕様書」をご確認ください。なお、広告掲載料には、広告代理店手数料及び広告の設置・撤去にかかる費用を含まず、また、制作費(版下・デザイン等)も含みません。※最低金額未満の場合は、広告枠を提供できませんのでご了承願います。</p> <p>③広告の掲載を希望する広告代理店は、別紙「広告掲載申込書」を下記の期間内に提出してください。</p>	
選定・評価基準	<p>①「仙台市広告掲載要綱」及び「仙台市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種及び規制事業者は、広告を掲載する事業者として認められません。また、掲載する広告の内容は、要綱等に規定する掲載基準を満たすものとします。</p> <p>②広告掲載事業者の選定については、媒体所管課において申込内容等を総合的に審査した上で、広告掲載料の最高額を提示した者を優先して決定します。なお、複数の応募があった場合は、本市の収入額(年額)の合計が最も高くなる組み合わせを優先します。それによっても決定できない場合は、抽選により決定することとし、抽選の日時については対象者に事前に通知します。</p>	
その他留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載の申込み及び広告に係るトラブル等に対応していただきます。 ・ 事業終了後は現状回復していただきます。それにかかる経費は、契約事業者の負担となります 	
募集についての説明	この募集に関して、具体的な説明を希望する場合は、下記のとおり問い合わせください。	
	期 間	令和6年2月1日から令和6年2月26日まで
方 法	下記担当まで直接来庁されるか担当 E-mail アドレス・TEL 等でお問い合わせください。	

申込書の提出	申込書の提出期限等は下記のとおりです。	
	期 間	令和6年2月1日から令和6年2月26日まで
	方 法	下記担当まで直接持参又は担当 E-mail・FAX あて送信
広告募集担当	仙台市 財政局 財政企画課 公共施設総合調整係	
	住 所	〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 市役所本庁舎 4階
	電話・FAX	TEL022-214-8068 FAX022-262-6709
	E-mail	zai003010@city.sendai.jp

[添付資料] (有)・無

- ・ 広告掲載仕様書（様式 募-5）、広告掲載申込書（様式 3）

※仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準等は仙台市公式ホームページに掲載されております。
<https://www.city.sendai.jp/zaise-kokyo/jigyosha/keyaku/jigyosha/kokoku/index.html>